



PHILIP MORRIS JAPAN



2018年9月吉日

関東甲信越静岡管内里親会長 各位
関東甲信越静岡管内児童相談所長 各位

フィリップモリス ジャパン合同会社
社長 シェリー・ゴー
一般社団法人RCF
代表理事 藤沢烈

「PMJ フォスターファミリー奨学助成 2019」公募のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日ごろは格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

フィリップモリス ジャパン合同会社は、関東甲信越静岡エリアの里親家庭（親族里親・ファミリーホームを含む）で養育されている子どもたちの高校卒業後の進学（大学、短期大学、専門学校等）を応援する返済不要の給付型奨学金「PMJ フォスターファミリー奨学助成」を2008年に創設いたしました。本年も引き続き実施の運びとなりましたので、お知らせいたします。

つきましてはご多用と存じますが、ぜひ制度の趣旨へのご理解を賜り対象家庭に周知ご案内いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 募集期間：2018年10月1日～10月31日（当日消印有効）
- 各種書式について：同封しております各種書式（募集要項、申請書類等）は、PMJ フォスターファミリー奨学助成ホームページからダウンロードすることもできます。
<https://fosterfamily.jp/>
- このご案内について：関東甲信越静岡管内の里親会事務局、および児童相談所にお送りしています。

※その他の詳しい内容につきましては、同封の募集要項をご覧ください。

この件に関するお問い合わせ先

PMJ フォスターファミリー奨学助成事務局
一般社団法人RCF
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-7-20 KIZUNA WEST3F
電話：03-6447-0041 FAX:03-6447-0048 メール：fosterfamily@rcf.co.jp

主催会社

フィリップモリス ジャパン合同会社
コーポレートアフェアーズ
〒100-6190 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー22階
電話：03-3509-7279 FAX：03-3506-7730 メール：CA_PMJL@pmi.com

PMJ フォスターファミリー奨学助成 2019 募集要項

1. 助成目的

さまざまな理由で実親と暮らすことができず、里親家庭（親族里親・ファミリーホームを含む）で養育されている児童の高校卒業後に進学する費用を助成することにより、児童の社会的自立と夢の実現を支援する。

2. 助成対象者

受験時に関東甲信越静エリアの里親の保護下にあり、2019年春に高校を卒業し、大学、短期大学、専門学校 of いずれかに進学を希望する者。進学先は国内の大学、短期大学、専門学校に限る。

3. 助成人数

5名を上限とする。

4. 助成内容

進学した学校の授業料等援助を目的として、年間50万円を給付する（返済不要）。他の奨学金との併願も可能。

5. 助成期間

助成期間は1年次から進学した学校の最短卒業年次まで。

申請は単年度ごととする。

継続する奨学生の翌年の認定に当たっては、継続申請のための提出書類をもとに、主催と事務局が話し合って定める。

原則として、退学の際は助成を終了する。学習意欲が見られない場合も認定しない場合がある。病気や事故などやむを得ない場合は事情を考慮する。いずれの場合も、奨学生本人の意思や事情を確認しながら検討する。

6. 申請書類

作文を含め、すべて黒ボールペンでご記入ください（コピーをして選考委員に配付するため、薄い筆記の場合コピーに写りません）。

スペースが足りない場合は、お手持ちの紙等もご使用ください。

① 本人申請書（本人自筆）

② 「就学中の資金計画」（本人が作成。下段のコメント欄は里親が記入）

③ 里親申請書（里親が作成）

④ 助成申請児童の作文（本人自筆）

・用紙に関する指定

用紙タイプ：400字詰め原稿用紙（縦書き）

用紙サイズ：A4サイズ

枚数：5枚以上

・テーマ（作文の題名）は「里親とのことと自分が歩みたい道」

里親とのこと：里親に対して一番思うこと、印象深かったこと等

（特筆すべきことが思いつかない場合、何気ない日常について等でも構いません）

自分が歩みたい道：希望の進路に至るまでの思い、進学後の自分についてその後の人生への展望や希望すること等

※里親側での作文指導や添削などはなさないでください。

※無理なく書ける範囲でお書きください。

⑤ 調査書（開封不可）

在学中の高校に申請し、取得してください。学校側の事情によりどうしても取得が遅れる場合は次ページ「13.」の事務局までご連絡ください。

⑥ 進学志望校の要項の一部

以下の4項目それぞれについて、明記されているページをコピーし、黒ボールペンで目印をつけてください。

・学校学科名

・修学内容

・所在地

・授業料など（学費が明記されている部分）

※封をする前に、記入漏れや間違い等がないかご確認ください。

※個人情報保護に関する法令の趣旨などを踏まえ、個人情報の管理には徹底を図り十分注意いたします。

※提出書類は返却いたしません。

7. 募集期間

2018年10月1日（月）～10月31日（水）（当日消印有効）書留あるいは配達証明で郵送ください。

8. 選考方法

PMJフォスターファミリー奨学助成選考委員会で応募書類の審査・選考を行い決定する。

選考結果につきましては、審査の公正の観点から個別に対応することはありません。

9. 選考結果の通知

2018年11月30日(金)までに、里親を通じて申請者全員に郵送にて通知する。

10. 最終決定

入学証明書の受理をもって正式な助成決定とする。

11. 選考されたら

個々の状況に沿って、以下の件についてご連絡ください。

- ・転居される場合は、引っ越しの日程や新住所等
- ・申請時に進学先が確定していなかった場合は、「本人申請書」に記入した進学希望校の可否発表の結果

12. 助成最終決定以降(奨学生になったら)

- ・3月末に毎年開催している式典「出発(たびだち)を祝う会」(予定している内容:新奨学生への贈呈書授与式と本人の決意表明、卒業を迎える奨学生のお祝い、軽食・歓談等)にご参加ください。
- ・進路変更等に悩まれた場合は、変更する・しない等を決定する前に、まずは思いや事情についてお知らせください。
- ・近況報告書を定期的にご提出ください。
- ・助成1年目の夏頃開催予定の「新奨学生と選考委員の交流会」(予定している内容:司会進行に沿って自己紹介、ランチ・歓談等)にご参加ください。
- ・交流会等イベントの日程調整や参加されるかどうかの確認、その他各種お問い合わせ等の際にはご協力ください。
- ・進級時には継続申請書類をご提出ください。
- ・助成終了時や卒業時には、終了手続きのための書類をご提出ください。
- ・助成終了後や卒業後は、可能な範囲でお問い合わせ等にご協力ください。

13. 申請書の提出先およびお問い合わせ先

PMJ フォスターファミリー奨学助成事務局

一般社団法人RCF

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-7-20 KIZUNA WEST 3F

電話:03-6447-0041 FAX:03-6447-0048 メール: fosterfamily@rcf.co.jp

14. 主催会社

※申請書の提出とお問い合わせは、上記「13.」の事務局へお願いいたします。

フィリップモリス ジャパン合同会社

コーポレート アフェアーズ

〒100-6190 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー22階

電話 03-3509-7279 FAX 03-3506-7730

Eメール CA_PMJL@pmi.com

PMJフオスターファミリー奨学助成2019 就学中の資金計画

氏名

生活設計上、大変重要です。里親、児童相談所の担当、高校の先生など身近な大人の人とよく話し合ってください。

初年度の年間支出 (自分に関係する項目に記入してください)

2年目以降の年間支出 (自分に関係する項目に記入してください)

	(1ヶ月)	年間
入学金 (初年度のみ)		円
授業料		円
施設設備費・諸経費等		円
教材・文房具・図書費等		円
① 1年目の学費合計		円
食費	円×12ヶ月	円
住居費	円×12ヶ月	円
住居契約費 (敷金・礼金等)		円
光熱費 (電気・ガス・水道) ・生活日用品	円×12ヶ月	円
通学費	円× ヶ月	円
日常費 (衣類・理美容・身の回り等)	円×12ヶ月	円
携帯電話・通信代	円×12ヶ月	円
交際費・娯楽費	円×12ヶ月	円
国民健康保険		円
② 1年目の生活費等の合計		円
①+② 年間支出予定		円

	(1ヶ月)	年間
授業料		円
施設設備費・諸経費等		円
教材・文房具・図書費等		円
③ 2年目以降の学費合計		円
食費	円×12ヶ月	円
住居費	円×12ヶ月	円
光熱費 (電気・ガス・水道) ・生活日用品	円×12ヶ月	円
通学費	円× ヶ月	円
日常費 (衣類・理美容・身の回り等)	円×12ヶ月	円
携帯電話・通信代	円×12ヶ月	円
交際費・娯楽費	円×12ヶ月	円
国民健康保険		円
④ 2年目の生活費等の合計		円
③+④ 年間支出予定		円

1年目の年間収入

	(1ヶ月)	年間
国からの支度金 (初年度のみ)		円
自治体からの支度金 (初年度のみ)		円
奨学金:PMJフオスターファミリー奨学助成		500,000 円
奨学金:		円
奨学金:		円
奨学金:		円
奨学金:		円
アルバイト代	円× ヶ月	円
の援助・仕送り		円
今までの貯金分		円
年間収入予定		円

2年目以降の年間収入

	(1ヶ月)	年間
奨学金:PMJフオスターファミリー奨学助成		500,000 円
奨学金:		円
奨学金:		円
奨学金:		円
奨学金:		円
アルバイト代	円× ヶ月	円
の援助・仕送り		円
1年目からの繰り越し		円
年間収入予定		円

里親さんからのコメント(書いてもらってください)

PMJ フォスターファミリー奨学助成 2019 申請書類記入に当たっての参考資料

※里親さんも、ぜひお子様と一緒にご一読ください。

はじめに

進学しようとしているあなたにとって、進学後の生活の具体的なイメージはできていますか。大学や専門学校に進学し、志を達成するためには、日々の生活に必要な費用や学業にかかる費用など、具体的な生活設計や資金計画が必要になります。

<就学中の資金計画>

就学中の資金計画については、児童相談所の担当者、高校の先生、先輩などから参考になりそうな情報を積極的に集め、人生の先輩である里親さんと自分にあった生活について考え、時間をかけてよく話し合ってください。里親宅から通学する場合とアパートから通学する場合は、住まいや食事にかかる費用は大きく違います。また、進学先によっては実習でアルバイトができなくなる時期があったりします。

注：資金計画申請書に記入する際には書式にとらわれず、別紙を使うなどして、独自に資金計画書を作成して提出いただいても構いません。

<どんな奨学金があるか>

どんな奨学金があるか調べてみましょう。国や県、市がかかわる奨学金、社会的養護の子どもたちを対象にした奨学金、地元の経営者団体や新聞社の実施する奨学金、進学する学校で実施している奨学金などがあります。学校によっては、奨学金だけでなく入学金や授業料の減免制度をもつところもあります。なお、全国里親会が窓口になっている奨学金で「JX-ENEOS 奨学助成」があります。これは申請要件を満たしていれば全員に 10 万円の助成があります。

<奨学金を選ぶ際の注意点>

奨学金を選ぶ際の注意点としては、①助成金額、募集人員、申し込み方法や締め切り、②重複して申し込みができるのか、③返済義務の有無、④返済義務のある場合は利息があるのか、返済はいつからか、就職して働いた場合の返済免除等はあるのか、などをチェックしましょう。

なお、この PMJ フォスターファミリー奨学助成は返済義務のない給付型の奨学金です。また他の奨学助成との併用が可能です。

進学時に確認すること

昨年、児童福祉法が改正となり、18歳から20歳の誕生日まで措置延長が可能となりました。また大学進学に当たっては22歳の年度末まで支援をすることとなっています。今年度以降どのような運用になるのか、資金計画にも影響してきますので、児童相談所の担当者に確認してみましょう。

昨年度までは、進学に際しての支度金が支給されていましたが、措置延長との関連で、支度金がどうなるのかも不明です。また、従来は措置延長に条件をつける自治体が多く、たとえば里親宅からの通学を条件にしたり、措置延長をする代わりに支度金が支給されないといった自治体がありました。

健康保険の手続き

措置延長中は引き続き受診券が使えますが、措置解除後には新たに健康保険に加入することになります。そうしないと無保険状態になりますのでご注意ください。

就職すれば企業が社会保険への加入を代行してくれますが、進学の場合は国民健康保険に加入することになります。児童相談所が発行する「措置解除通知書」を持って、市区町村窓口で加入の手続きを行います。加入者本人に収入がなく里親宅に同居する場合は、納税義務者として里親が「擬制世帯主」となって加入することになります。保険料は自治体によって異なります。

国民年金保険料の学生納付特例申請の手続き

20歳になると国民年金保険料の納付が義務付けられています。しかし学生については、申請をすることにより在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権を確保でき、万一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。申請は1年ごとに必要です。詳しい内容は「日本年金機構」のホームページに記載されています。

手続きは、学生納付特例申請書、国民年金手帳、学生証のコピーまたは在学証明書の原本を、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所（いずれも郵送可）に提出します。不明な点は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

進学先の大学等が学生納付特例の代行事務を行う許認可を受けている場合は、学校の窓口にも提出できるようです。20歳になる際、必要に応じて学校に問い合わせしてみてください。

身元保証人

里親の家を離れてアパートなどを借りる際、多くは保証人が必要になります。国の制度として身元保証人確保対策事業があります。これは里親などが保証人になり、保証人に損害賠償や債務弁済の義務が発生したとき、その賠償額の一定額を支払ってくれる制度です。必要であれば児童相談所、全国里親会などに聞いてみてください。

以上